

矢巾町指定給水装置工事事業者のみなさまへ

2020年4月1日より 各種手数料が変更となります

○設計審査(材料の確認を含む) 1件につき次の表に定める額

区分	分岐又はメーター口径	金額(変更前)
給水装置を新設、改造又は更新(既存の給水装置を新たに設置し直す工事)するとき	25ミリメートル以下のもの	2,000円(1,000円)
	30ミリメートル以上 50ミリメートル以下のもの	4,000円(3,000円)
	75ミリメートル以上のもの	6,000円(5,000円)
給水装置を修繕するとき		2,000円(-)
給水装置を撤去するとき		1,000円(-)

○工事検査 1件につき次の表に定める額

区分	分岐又はメーター口径	金額(変更前)
給水装置を新設、改造又は更新(既存の給水装置を新たに設置し直す工事)するとき	25ミリメートル以下のもの	4,000円(1,000円)
	30ミリメートル以上 50ミリメートル以下のもの	8,000円(3,000円)
	75ミリメートル以上のもの	12,000円(5,000円)
給水装置を修繕するとき		4,000円(-)
給水装置を撤去するとき		2,000円(-)
写真検査のとき		2,000円(-)

○各種図面の写しの交付 1件につき 500円(変更前:300円)

○矢巾町指定給水装置工事事業者指定申請・更新 10,000円

◇手数料変更についてのお問い合わせ先
矢巾町 上下水道課 上水道係
TEL: 019-611-2568